



平成 21 年 6 月 2 日

各 位

会社名 アルゼ株式会社
代表者名 代表執行役社長 徳田 一
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 執行役 横手 洋一郎
電話 03 - 5530 - 3055 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 2 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は事業持株体制でありましたが、平成 21 年 6 月 1 日をもって連結子会社であるアルゼマーケティングジャパン株式会社を吸収合併したことにより、アルゼマーケティングジャパン株式会社の事業を引き継ぎ、直接事業を推進することとなりましたので、合併に伴い事業の多様化に対応すべく、事業目的の一部を変更するものであります。(現行定款第 2 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社株式は同日をもって株式振替制度に移行しました。
これに伴い、当社の定款上、株券を発行する旨の規定が廃止されたものと法律上みなされておりますが、定款上不要になりました株券、実質株主、実質株主名簿及び単元未満株式に係る規定及び用語の削除など所要の変更を行うものであります。(現行定款第 8 条から第 10 条、第 13 条)また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。(変更案附則第 1 条から第 2 条)
- (3) 現行定款第 8 条の削除に伴い、現行定款第 9 条以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p><u>当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>1. <u>音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給</u></p> <p>2. <u>コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸</u></p> <p>3. <u>遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入</u></p> <p>4. ～ 12. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>13. ～ 17. (条文省略)</p> <p>18. <u>不動産の売買及び賃貸管理</u></p> <p>19. <u>通信機器の設計、製造及び販売</u></p> <p>20. <u>労務、経理等の事務代行業務</u></p> <p>21. <u>子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介</u></p> <p>22. ～ 27. (条文省略)</p> <p>28. <u>損害保険代理業務</u></p> <p>29. ～ 34. (条文省略)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>(削 除)</p> <p>1. <u>遊戯機器及び遊技機器に関連する原材料、部品、半製品、電子応用機器等の製造、売買、斡旋、賃貸借及び管理</u></p> <p>2. <u>遊戯機器、遊技機器及びその関連機器の試験研究、企画、開発、販売、リース、レンタル及び輸出入</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>コンピュータ・システムの指導業務及びコンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸</u></p> <p>5. <u>事務用機器の販売</u></p> <p>6. ～ 14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>ビルメンテナンス業</u></p> <p>16. <u>不動産の売買及び賃貸管理及び斡旋</u></p> <p>17. ～ 21. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>22. (現行どおり)</p> <p>23. (現行どおり)</p> <p>24. <u>金銭の貸付及び金銭貸付の媒介</u></p> <p>25. ～ 30. (現行どおり)</p> <p>31. <u>損害保険業、損害保険代理業務及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p>32. ～ 37. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>35. 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項第1号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第8条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) (条文省略)</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～ 4. (条文省略)</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第14条～第42条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>38. 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項第1号から第37号に掲げる事業を営むこと並びに前項各号に掲げる業務を営む会社の株式を保有することを目的とする。</p> <p>③ (現行どおり) (削 除)</p> <p>第8条 (単元株式数) (現行どおり) (削 除)</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～ 4. (現行どおり)</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上